

委員長談話

平成26年10月10日

千葉県人事委員会委員長 川野辺 二郎

- 1 本日、人事委員会は、議会及び知事に対して、職員の給与等について報告及び勧告をいたしました。

本年は、職員の給与と民間給与とを比較したところ、月例給については、職員の給与が民間給与を下回っていることが明らかになりました。その較差を埋め、民間との均衡を図るため、月例給を本年4月から引上げ改定(0.25%(968円))することが適当と判断しました。その内容は、給料表について、若年層に重点を置いた改定を行うこととするものです。

また、特別給についても、民間が公務を上回ったことから、民間との均衡を図るため、引上げを行い、年間4.10月分としました。

なお、本年の民間事業所への調査の結果を踏まえ、通勤で自動車等を使用する職員の通勤手当についても引上げを行うこととしました。

- 2 また、人事院は、本年の勧告において、地域間・世代間の給与配分の見直しや、職務や勤務実績に応じた給与配分という考え方の下、平成27年度から給与制度について総合的見直しを行うこととしました。本委員会としても、職員の給与制度のあり方について、従来から慎重に調査検討を進めてきたところですが、本県の状況や人事院勧告の趣旨などを総合勘案した上で、給与制度の総合的見直しを行う必要があると判断し、平成27年度から国と同様に給料表の水準を引き下げるとともに、地域手当の見直しを行うこととしました。

- 3 さらに、公務運営については、雇用と年金の接続、能力・実績に基づく人事管理、多様で有為な人材の確保及び勤務環境の整備に関して報告しました。
- 4 人事委員会の勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものであり、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に、地方公務員法で定める給与決定原則に基づき、社会経済情勢全般の動向等を踏まえながら勧告を行っているものです。
- 5 議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、本委員会の勧告を速やかに実施されるよう要請いたします。
- 6 職員においては、全体の奉仕者としての高い使命感と倫理観の下に、県政の課題に迅速かつ的確に対応し、県民の視点に立った行政運営や公務能率の向上に努め、県民の公務に寄せる期待と信頼に応えるよう、職務に精励されることを要望します。
- 7 県民の皆様には、人事委員会が行う勧告の意義と、職員がそれぞれの職務を通じ、県民生活を支え、その向上に日々努めている実情について、深い御理解をいただきたいと思います。